

高石市立羽衣小学校 いじめ防止基本方針

第一章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、それを受けた子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、関わった全ての子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。またいじめは“いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる”ものであるという認識のもと、児童の言動に注意を払うことが重要である。

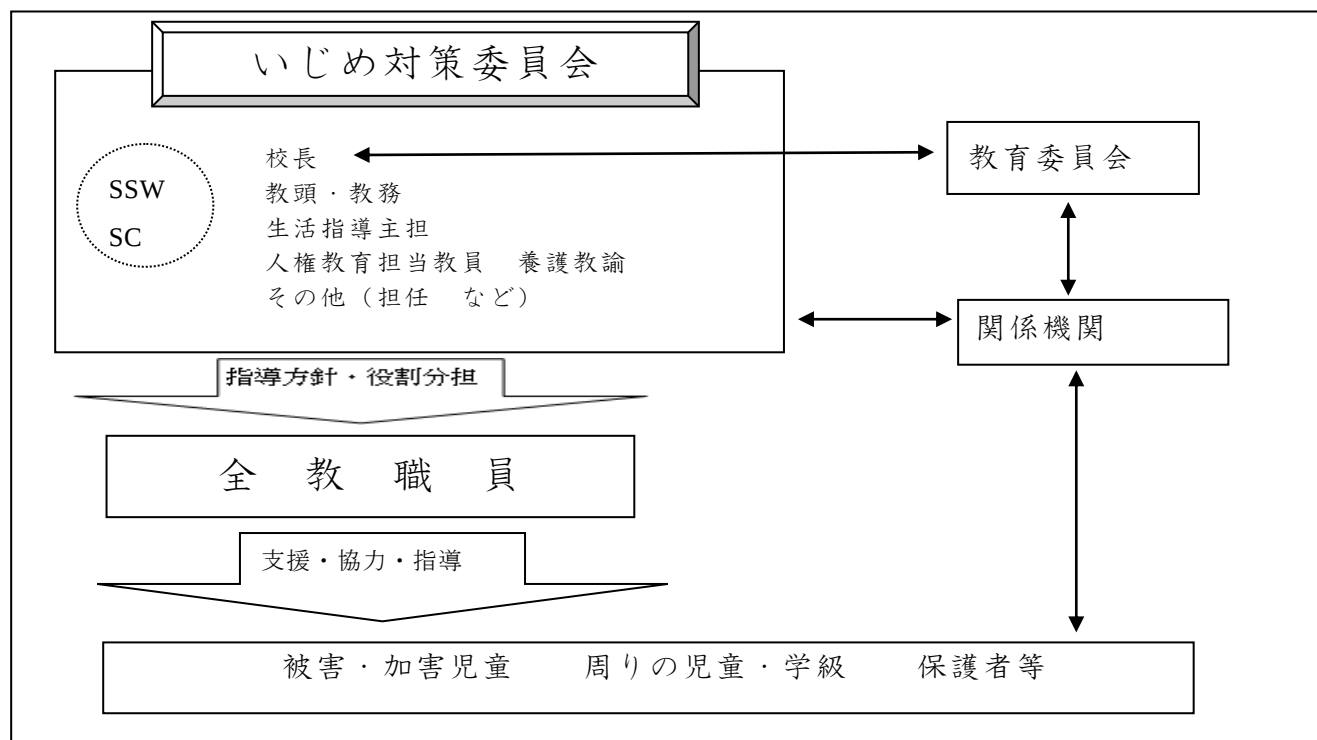
いじめは、決して許さないという決意のもと、ここに『いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 校内体制

- ・ 名称 「いじめ対策委員会」
- ・ 構成員 校長 教頭 教務 生活指導主任 人権教育担当教員 養護教諭
その他関係教員（担任、支援コーディネーター等）
- ・ 役割
 - (1) いじめ未然防止のための取り組み
 - (2) いじめの早期発見・早期対応
 - (3) 保護者との連絡



※SSW…スクール ソーシャル ワーカー ※SC…スクール カウンセラー

年間計画

羽衣小学校 いじめ防止年間計画	
4 月	前担任からの引継ぎの実施 保護者に相談窓口周知 児童への相談窓口周知
5 月	不登校問題行動対策会議
6 月	社会性測定用尺度調査
7 月	いじめアンケートの実施と聞き取り 不登校問題行動対策会議 個人懇談会（家庭での様子把握）
8・9 月	校内人権研修
10 月	代表委員会によるいじめ撲滅に向けての取組みの指導 人権集会
11 月	不登校問題行動対策会議 社会性測定用尺度調査
12 月	いじめアンケートの実施と聞き取り 個人懇談会（家庭での様子の把握） 不登校問題行動対策会議 代表児童の「わたしたちの生活を話し合う会」への参加
1 月	代表委員会児童による「わたしたちの生活を話し合う会」の報告
2 月	学級懇談会 社会性測定用尺度調査 個人懇談会（家庭での様子の把握） 不登校問題行動対策会議
3 月	いじめアンケートの実施と聞き取り

（人権擁護委員による出前授業を 4 年生で実施）

第二章 いじめの未然防止

1 いじめ防止のための措置

いじめについての共通理解を図るため、下記のような基本的認識を教職員で共通理解し、児童のいじめに向かわない態度・能力の育成に取り組む。

《いじめについての共通理解》

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている（いじめる側が 100%悪い）。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

《いじめに向かわない態度・能力の育成》

- いじめを認めない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員は全児童に愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開する。これにより、児童に自己有用感や充実感をもてるようにする。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りをしていく。

- ② 教職員の何気ない言動が児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。それとともに、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感に繋がり、児童を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。
- ③ 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるようにし、児童に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。
- ④ ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築くようにする。
- ⑤ 児童自らいじめについて学び取り組む方法として、道徳の時間はもちろんのこと、具体的ないじめの事例を伝え、考える機会をつくるようにする。教員は、道徳の資料を読んだり、いじめの事例を知った児童がそれを自分事として捉え考えることができるように授業展開を工夫し、学んだことを児童が学校生活の中で実践できるようにする。

第三章 早期発見

《基本的な考え方》

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や放課後の雑談等、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任だけではなく専科教員、養護教諭等が、気になることがあれば些細なことでも情報交換し、児童理解を共有することも大切である。

1 いじめの早期発見のための措置

- ① 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回（必要に応じて適宜）実施する。アンケート終了後、気になる記載のあった児童や関係児童への聞き取りを行い、結果も含め管理職に報告する。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点や、遊びやふざけのように見えるものの中にも、いじめに繋がる危険性があるという観点をもって児童の様子を観察する。また、毎月の『不登校問題行動対策会議』において、各学年の気になる児童の様子を共有し、必要に応じケース会議を開催する。
- ② 保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童のよいところや気になるところ等、学校でのようすを必要に応じて連絡帳・電話・家庭訪問等で知らせる。
- ③ 児童とその保護者が、抵抗なく教職員にいじめについて相談できるためには、日頃からの声かけ等により良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有し、管理職に報告する。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① 些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教員はその場でその行為を制止する。また児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導主担及び管理職等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、早急に対応し教育委員会に報告する。被害者・加害者の保護者への連絡については、可能な限り家庭訪問等により直接会って説明・対応する。

第四章 いじめに対する措置

1 いじめられた児童または、その保護者への支援

- ① 「いじめられた児童を全面的に支援し、守り抜く。」ことをきちんと伝えて、児童や保護者に安心感を持ってもらい、心のケアを図る。落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめを受けた児童に寄り添える体制を作る。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、親しい友人の保護者等）と連携し、組織的に対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。
- ② いじめられた児童は、教員や保護者に自分がいじめられていることを話したがらず、認めようとしないことがある。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）などが理由と考えられる。したがって、事実関係を把握する時にもいじめられている児童の立場や発達段階を考慮し丁寧に聞き取りをしなければならない。
- ② 保護者には、事実と今後の対応を正確に伝え、「児童につらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにする。

2 いじめた児童への指導または、その保護者への助言

- ① 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる児童からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。また聞き取りは、2人以上の教員で当たることを基本とする。
- ② いじめた児童は、事実を認めない場合がある。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もある。そのような時に事情を聴く教員は、冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。いじめた児童が複数の場合には、複数の教員で同時に対応するなど、協働的に行うようにする。
- ③ 児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ 保護者には、事実と今後の対応を正確に伝え、二度と繰り返さないために、学校との連携方法について話し合う。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた、同調していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、

まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容に繋げる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」、として行動していた児童に対しても、その行為がいじめを受けている児童にとっては、孤立感、孤独感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、すぐ先生に知らせることがいじめをなくすことに繋がる」ということを児童に伝える。それを実行するためには、どの児童に対しても日頃から温かく接し、より良い関係を作る。

- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。児童が互いに尊重し、認め合う集団作りを進めるため担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題と繋げるとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や行事、道徳、特別活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。

運動会や羽衣祭り、校外学習等は児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

4 ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷等何らかの形で保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行い、必要に応じてその箇所の削除等を依頼する。その時、被害にあった児童・保護者への精神的ケアに努める。
- ② また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的知識の学習や「情報の発信者」としてのルールやマナーを学習する機会を設ける。

5 情報管理

教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについては個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第五章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。